

2022 年度 事業計画書

一般財団法人 ギャンブル依存症予防回復支援センター

ギャンブル依存症対策については、2018年10月にギャンブル等依存症対策基本法（以下、「基本法」という。）が施行され、この問題に関する国、地方公共団体、関係事業者及び国民の責務が定められたところである。2019年4月には、政府が策定するギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下、「基本計画」という。）により、関係事業者の取り組むべき具体的な施策が明らかにされ、当センターに関する事項についても定められた。

また、2019年4月に定められた第1期基本計画が2022年3月末に期限を迎え、同年4月からは第2期基本計画が実施される。

こうした状況を踏まえ、2022年度の無料相談コールセンター運営事業については、2021年度は開設当時の目標であった、5,000件を達成した。2022年度は、月間平均500件（年間約6,000件）の受電も視野に入れつつ、長期的に年間5,000件超の受電応対を行い、相談者ひとりひとりに寄り添った対応ができるよう相談員向け継続的な研修等を行う。

また、相談者に対し回復支援が必要であった場合に実施している医療機関や支援施設の診察料（利用料）については初診料（初回利用料）に加え、更に希望される相談者に対し2回までの再診料（利用料）の助成を実施している。2022年度もこの支援制度を継続し、相談者が日常生活・社会生活を円滑に営めるよう支援を行う。

他方、ギャンブル依存症の全容は十分に解明されていないため、ギャンブル依存症に関する調査研究等を実施し、ギャンブル依存症の実態把握の一助とする。

事業計画

1. 無料相談コールセンター運営事業

- (1) 24時間年中無休で無料相談を受け付け、ギャンブル依存症の相談対応をするほか、要望に基づき医療機関及び公的機関等を案内
- (2) 全国10ヵ所においてカウンセリングルームを設置し、希望する相談者には無料でカウンセリングを実施
- (3) 希望する相談者に対し、電話にて無料でカウンセリングを実施
- (4) 希望する相談者に対し、オンラインにて無料でカウンセリングを実施
- (5) 相談者に対しSMSを活用し、相談時及び相談後の実態を調査
- (6) 法律家による無料相談の実施
- (7) インターネット広告による相談窓口の周知強化
- (8) 対応カウンセラーに対する研修の実施
- (9) 相談体制強化のための月例会議の実施

2. ギャンブル依存症者に対する回復支援事業

- (1) 上記コールセンターが紹介した他機関での初診料（初回利用料）を助成
- (2) (1)においてさらに希望される方に対し更に2回まで診察料（利用料）を助成
- (3) 全国の公的・医療機関リストの作成及び公表
- (4) 国、自治体等の支援制度リストの作成及び公表

3. ギャンブル依存症に関する調査研究事業

- (1) 相談内容を取りまとめたデータを用いて、ギャンブル依存症に関する実態調査、調査研究及び分析を実施し、報告書を取りまとめ、公表
- (2) 相談データの分析結果を必要な団体及び機関へ情報提供
- (3) セミナー等に参加し、ギャンブル依存症に関する情報収集及び調査研究を実施
- (4) 他団体の取組状況を調査し、交流を図る

4. ギャンブル依存症予防に関する事業

- (1) 無料コールセンター入電内容等を取りまとめた月間レポートの作成及び周知を行い、自治体や専門家等と連携強化を図り、ギャンブル依存症予防に関する情報共有や、啓発週間で対応を求められている青少年はもとより、幅広い世代及び地域を対象とした一般市民への情報提供
- (2) ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日から20日）において、ギャンブル依存症について周知を行い、同問題について考える一助とする
- (3) ギャンブル依存症に係る予防教育ツールとなるリーフレットの作成及び周知を行い、併せてギャンブル依存症セルフチェックツールの積極的な広報活動の実施
- (4) 当センターのホームページを依存症のポータルサイト化するため更新を実施
- (5) ギャンブル等依存症に携わる事業者向けの研修プログラムの開発及び実施
- (6) ポスター等広報物を作成及び周知による更なる周知啓発活動の実施
- (7) SNSを活用し、ギャンブル依存症に係る周知及び広報活動を実施
- (8) 教育機関等外部への研修の実施